

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第1編	共通編	第1編	共通編	
第1章	総則	第1章	総則	
第1節	総則	第1節	総則	
1-1-1-2	用語の定義	1-1-1-2	用語の定義	
26. 書面	書面とは、 手書き、印刷等の伝達物をいい 、発行年月日を記載し、 署名または押印 したものを有効とする。 （1）電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 （2）電子メールにより書類を提出する場合は、別途監督員と協議するものとする。	26. 書面	書面とは、発行年月日を記載し、 記名（署名または押印を含む） したものを有効とする。 （1）電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 （2）電子メールにより書類を提出する場合は、別途監督員と協議するものとする。	押印等の見直しに伴う規定の変更。
1-1-1-8	工事用地等の使用	1-1-1-8	工事用地等の使用	
2. 用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	2. 用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに 発注者の負担により借地する範囲以外 の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。
1-1-1-11	施工体制台帳	1-1-1-11	施工体制台帳	
1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、別に定める様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、別に定める様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう
1-1-1-29	工事中の安全確保	1-1-1-29	工事中の安全確保	
1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう
10. 定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	10. 定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	複数回に分けて実施できる規定の追記。

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
1-1-1-33 6. 排出ガス対策型建設機械	<p>環境対策</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	1-1-1-33 6. 排出ガス対策型建設機械	<p>環境対策</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省 告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	諸基準類の改定にともなう
	<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>		<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	諸基準類の改定にともなう
表1-1-2	トラックミキサ	表1-1-2	トラックミキサー	JIS名称変更（ミキサー）
1-1-1-35	<p>交通安全管理</p>	1-1-1-35	<p>交通安全管理</p>	
4. 交通安全法令の遵守	<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	4. 交通安全法令の遵守	<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省 令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省 道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省 道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省 道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	諸法令の改正にともなう
14. 通行許可	<p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	14. 通行許可	<p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	諸法令の改正にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第3節 1-3-3-3 1. 一般事項	レディーミクストコンクリート 配合 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	第3節 1-3-3-3 1. 一般事項	レディーミクストコンクリート 配合 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	諸基準類の改定にともなう
第4節 1-3-4-4 2. 材料の計量 (4)	現場練りコンクリート 材料の計量及び練混ぜ 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 (6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。 なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	第4節 1-3-4-4 2. 材料の計量 (4)	現場練りコンクリート 材料の計量及び練混ぜ 連続ミキサ ー を使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサ ー の容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサ ー の種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 (6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） 諸基準類の改定にともなう 表記統一・誤字修正
3. 練混ぜ (1) (2) (3) (6) (7) (8) (9)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ ー 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ ー 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。 やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。 ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	3. 練混ぜ (1) (2) (3) (6) (7) (8) (9)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ ー または連続ミキサ ー を使用するものとする。 受注者は、ミキサ ー の練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサ ー の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ ー 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ ー 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサ ー を使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。 やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサ ー を用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサ ー を用いる場合1分とするものとする。 受注者は、ミキサ ー 内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ ー 内に新たに材料を投入してはならない。 受注者は、使用の前後にミキサ ー を清掃しなければならない。 ミキサ ー は、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。 受注者は、連続ミキサ ー を用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ ー 部の容積以上とする。	JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ） JIS名称変更（ミキサ ー ）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第5節 1-3-5-4	運搬・打設 打設	第5節 1-3-5-4	運搬・打設 打設	
11. 水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	11. 水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	表記統一・誤字修正
14. 上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	14. 上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	表記統一・誤字修正
1-3-5-5	締固め	1-3-5-5	締固め	
3. 上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。	3. 上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。	表記統一・誤字修正
第6節 1-3-6-4	鉄筋工 組立て	第6節 1-3-6-4	鉄筋工 組立て	
3. 鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。	3. 鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー） コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）
1-3-6-5	継手	1-3-6-5	継手	
3. 継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	3. 継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)		新条文 (令和3年版)		改定理由
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	
		8. 機械式鉄筋継手	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	新規追加
			① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。	新規追加
			② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	新規追加
			(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。	新規追加
第8節 1-3-8-4	特殊コンクリート 寒中コンクリート	第8節 1-3-8-4	特殊コンクリート 寒中コンクリート	
3. 材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	4. 材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	JIS名称変更(ミキサー)
10. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	10. 養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。
第2編	材料編	第2編	材料編	
第2章	土木工事材料	第2章	土木工事材料	
第3節	骨材	第3節	骨材	
2-2-3-3(表2-2-3)		2-2-3-3(表2-2-3)		表記統一・誤字修正
第5節 2-2-5-14	鋼材 鉄線じゃかご なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	第5節 2-2-5-14	鋼材 鉄線じゃかご なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)		新条文 (令和3年版)		改定理由																																																																																																																																
編章節条 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文																																																																																																																																	
第7節 2-2-7-1 2. 塩化物含有量	セメントコンクリート製品 一般事項 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl-) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とするものとする。	第7節 2-2-7-1 2. 塩化物含有量	セメントコンクリート製品 一般事項 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl-) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とするものとする。	表記統一・誤字修正																																																																																																																																
第8節 2-2-8-3	瀝青材料 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (令和元年6月改正政令第19号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	第8節 2-2-8-3	瀝青材料 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (令和2年4月改正政令第48号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改正にともなう																																																																																																																																
第12節 2-2-12-1 (表2-2-27)	道路標識及び区画線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	3.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	第12節 2-2-12-1 (表2-2-27)	道路標識及び区画線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	3.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	表記統一・誤字修正
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																														
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	3.0																																																																																																																														
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																														
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																														
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																														
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																														
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																														
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																														
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																														
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																														
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																														
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	3.0																																																																																																																														
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																														
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																														
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																														
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																														
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																														
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																														
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																														
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																														
2-2-12-1 (表2-2-28)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	57	14	7.0	11	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	2-2-12-1 (表2-2-28)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11	40°	95	64	13	7.0	11	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	表記統一・誤字修正
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																														
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																														
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																														
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																														
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																														
	30°	100	57	14	7.0	11																																																																																																																														
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																																														
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																														
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																														
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																														
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																														
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																														
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																														
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																														
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																														
	30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																														
	40°	95	64	13	7.0	11																																																																																																																														
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																														
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																														
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																														
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編																																																																																																																																	
第2章 第2節	一般施工 適用すべき諸基準 日本道路協会鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 富山県 鉄筋挿入工マニュアル (案) (平成13年1月)	第2章 第2節	一般施工 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 削除 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月)	諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう 廃止に伴う 諸基準類の改定にともなう																																																																																																																																
	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)	諸基準類の改定にともなう																																																																																																																																

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第3節	共通の工種	第3節	共通の工種	
3-1-3-4	矢板工	3-1-3-4	矢板工	
14. 落錘による打込み	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	14. 落錘による打込み	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3-1-3-6	小型標識工	3-1-3-6	小型標識工	
1. 一般事項	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	1. 一般事項	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	諸基準類の改定にともなう
2. 反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	2. 反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
12. 錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	12. 錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3-1-3-12	プレテンション桁製作工（購入工）	3-1-3-12	プレテンション桁製作工（購入工）	
(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。	表記統一・誤字修正
3-1-3-13	ポストテンション桁製作工	3-1-3-13	ポストテンション桁製作工	
④	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm ² 以上とするものとする。	④	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm ² 以上とするものとする。	表記統一・誤字修正
3-1-3-31	現場塗装工	3-1-3-31	現場塗装工	
8. 付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	8. 付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	表記統一・誤字修正
(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第4節 3-1-4-4	基礎工 既製杭工 (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	第4節 3-1-4-4	基礎工 既製杭工 (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による
3-1-4-5 9. 鉄筋かごの建込み	場所打杭工 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	3-1-4-5 9. 鉄筋かごの建込み	場所打杭工 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
3-1-4-9	鋼管矢板基礎工 (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工 (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工	
3-1-6-7	アスファルト舗装工 (1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。 (15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3-1-6-7	アスファルト舗装工 (1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 一 層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 一 層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 一 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。 (15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 二 層以上に施工する場合の縦継目の位置を 一 層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	表記統一・誤字修正 表記統一・誤字修正 表記統一・誤字修正
	(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。		(5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（ 出荷時 ）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	実態に合わせ修正
	(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。		(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、 一 層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
3-1-6-11	<p>グースアスファルト舗装工</p> <p>(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m²の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m²の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p> <p>(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。</p>	3-1-6-11	<p>グースアスファルト舗装工</p> <p>(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m²の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m²の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。</p> <p>(2) ミキサー排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。</p>	表記統一・誤字修正
3-1-6-12	<p>コンクリート舗装工</p> <p>(1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p>	3-1-6-12	<p>コンクリート舗装工</p> <p>(1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p>	表記統一・誤字修正
	<p>なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。</p> <p>(15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、モーターグレーダ等を選定しなければならない。</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p>		<p>なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。</p> <p>(15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、モーターグレーダ等を選定しなければならない。</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p>	JIS名称変更（ミキサ ー)
	<p>(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。</p>		<p>(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサーとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。</p>	JIS名称変更（ミキサ ー)
3-1-6-18	<p>12. クラック処理の施工</p> <p>受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。</p>	3-1-6-18	<p>12. クラック処理の施工</p> <p>受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。</p>	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第9節 3-1-9-3 6. 根固めブロック撤去	構造物撤去工 構造物取壊し工 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ゴミ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	第9節 3-1-9-3 6. 根固めブロック撤去	構造物撤去工 構造物取壊し工 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ごみ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	表記統一・誤字修正
3-1-9-9 1. 供用中の施設への影響防止	かご撤去工 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ゴミ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3-1-9-9 1. 供用中の施設への影響防止	かご撤去工 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ごみ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	表記統一・誤字修正
第10節 3-1-10-15 2. コンクリートの練りませ	仮設工 コンクリート製造設備工 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	第10節 3-1-10-15 2. コンクリートの練りませ	仮設工 コンクリート製造設備工 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサ ー を用いなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
3-1-10-16 10. 換気等の効果確認	トンネル仮設備工 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは 3mg/m³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 3mg/m³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 3mg/m³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3-1-10-16 10. 換気等の効果確認	トンネル仮設備工 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは 2mg/m³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 2mg/m³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 2mg/m³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸基準類の改定にともなう
第12節 3-1-12-2 (5)	工場製作工（共通） 材料 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	第12節 3-1-12-2 (5)	工場製作工（共通） 材料 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。
3-1-12-3	桁製作工 なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	3-1-12-3	桁製作工 なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	表記統一・誤字修正
3-1-12-11 (3)	工場塗装工 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3-1-12-11 (3)	工場塗装工 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	表記統一・誤字修正
第14節 3-1-14-3 9. 層間はく離の防止	法面工（共通） 吹付工 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	第14節 3-1-14-3 9. 層間はく離の防止	法面工（共通） 吹付工 受注者は、吹付けを 二層 以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	表記統一・誤字修正
3-1-14-4 18. 層間はく離の防止	法枠工 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3-1-14-4 18. 層間はく離の防止	法枠工 受注者は、吹付けを 二層 以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	表記統一・誤字修正
3-1-14-5 3. 支障物の撤去	法面施肥工 受注者は、施肥の施工に支障となる ゴミ 等を撤去した後、施工しなければならない。	3-1-14-5 3. 支障物の撤去	法面施肥工 受注者は、施肥の施工に支障となる ごみ 等を撤去した後、施工しなければならない。	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第15節 3-1-15-3 3. 伐開除根	擁壁工（共通） 補強土壁工 受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	第15節 3-1-15-3 3. 伐開除根	擁壁工（共通） 補強土壁工 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	表記統一・誤字修正
第17節 3-1-17-2	植栽維持工 材料 なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正法律第53号）に基づくものでなければならない。	第17節 3-1-17-2	植栽維持工 材料 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正法律第62号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改正にともなう
3-1-17-3 2. 剪定の施工	樹木・芝生管理工 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	3-1-17-3 2. 剪定の施工	樹木・芝生管理工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	諸法令の改正にともなう
4. 剪定、芝刈、雑草 抜き取り等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	4. 剪定、芝刈、雑草 抜き取り（抜根）等 の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
15. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	15. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	表記統一・誤字修正
16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	表記統一・誤字修正
19. 施肥の施工前作業	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。	19. 施肥の施工前作業	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。	表記統一・誤字修正
第18節 3-1-18-2	床版工 床版工 (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m ² あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	第18節 3-1-18-2	床版工 床版工 (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m ² あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー） コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第5編	河川編	第5編	河川編	
第1章	築堤・護岸	第1章	築堤・護岸	
第12節	付帯道路施設工	第12節	付帯道路施設工	
5-1-12-2	境界工	5-1-12-2	境界工	
3. 設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	3. 設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉸）の設置実態に合わせた規定の変更。
第13節	光ケーブル配管工	第13節	光ケーブル配管工	
2. 単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	2. 単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
第3章	樋門・樋管	第3章	樋門・樋管	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	諸基準類の改定にともなう
	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう
第8節	付属物設置工	第8節	付属物設置工	
5-3-8-4	境界工	5-3-8-4	境界工	
3. 杭（鉸）の設置	受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	3. 杭（鉸）の設置	受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉸）の設置実態に合わせた規定の変更。
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第5章 第1節 5. 適用規定（3）	堰 適用 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。	第5章 第1節 5. 適用規定（3）	堰 適用 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう
第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
第6章 第2節	排水機場 適用すべき諸基準 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	第6章 第2節	排水機場 適用すべき諸基準 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう
第8章 第5節 5-8-5-2 1. 草等の処理	河川維持 堤防養生工 芝養生工 受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	第8章 第5節 5-8-5-2 1. 草等の処理	河川維持 堤防養生工 芝養生工 受注者は、抜き取り（ 抜根 ）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
3. 雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	3. 雑草の抜き取り （ 抜根 ）	受注者は、人力により雑草の抜き取り（ 抜根 ）を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
第6節 5-8-6-4 13. 一時中断の処置	構造物補修工 ボーリンググラウト工 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	第6節 5-8-6-4 13. 一時中断の処置	構造物補修工 ボーリンググラウト工 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一・誤字修正
第9章 第2節	河川修繕 適用すべき諸基準 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	第9章 第2節	河川修繕 適用すべき諸基準 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう
第8節 5-9-8-3 2. 塩分付着の水洗い	現場塗装工 付属物塗装工 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	第8節 5-9-8-3 2. 塩分付着の水洗い	現場塗装工 付属物塗装工 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	表記統一・誤字修正
第6編	河川海岸編	第6編	河川海岸編	
第1章 6-1-13-4 3. 杭（鉸）の設置	堤防・護岸 境界工 受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	第1章 6-1-13-4 3. 杭（鉸）の設置	堤防・護岸 境界工 受注者は、杭（鉸）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭 頭部に示す 中心点 又は矢印先端部 を用地境界線と一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉸）の設置実態に合わせた規定の変更。
第2章 第4節 6-2-4-5 1. 粗朶沈床工	突堤・人工岬 突堤基礎工 吸出し防止工 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、 棕侶なわ 等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	第2章 第4節 6-2-4-5 1. 粗朶沈床工	突堤・人工岬 突堤基礎工 吸出し防止工 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、 しゅろ縄 等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第7編	砂防編	第7編	砂防編	
第8節	コンクリート堰堤工	第8節	コンクリート堰堤工	
7-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	7-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	
7. 1層の厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	7. 一層の厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	表記統一・誤字修正
		12. 砂防ソイルセメント	受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規定による。 なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	条文の追加
				条文の追加
第11節	砂防堰堤付属物設置工	第11節	砂防堰堤付属物設置工	
7-1-11-4	境界工	7-1-11-4	境界工	
3. 杭（鉋）の設置	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	3. 杭（鉋）の設置	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「富山県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。
第8編	ダム編	第8編	ダム編	
第4節	ダムコンクリート工	第4節	ダムコンクリート工	
8-1-4-6	練りませ	8-1-4-6	練りませ	
2. ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	2. ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
3. 使用機器	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	3. 使用機器	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
4. 材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	4. 材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
5. 1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	5. 1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
(1)	可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。 表9-1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	(1)	可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。 表9-1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	JIS名称変更（ミキサー）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	JIS名称変更 （ミキサ）
7. 排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	7. 排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更 （ミキサ）
8. 付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	8. 付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	JIS名称変更 （ミキサ）
8-1-4-9	コンクリートの打込み	8-1-4-9	コンクリートの打込み	
7. 打込み厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	7. 打込み厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	表記統一・誤字修正
第9編	道路編	第9編	道路編	
第1章	道路改良 国土交通省道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	第1章	道路改良 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	諸基準類の改定にともなう
第2章	舗装	第2章	舗装	
第9節	標識工	第9節	標識工	
9-2-9-2	材料	9-2-9-2	材料	
5. 下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	5. 下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	表記統一・誤字修正
第11節	道路植栽工	第11節	道路植栽工	
9-2-11-3	道路植栽工	9-2-11-3	道路植栽工	
10. 添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	10. 添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	表記統一・誤字修正
13. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	13. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	表記統一・誤字修正
14. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。	14. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束する。	表記統一・誤字修正
16. 除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	16. 除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	表記統一・誤字修正
第12節	道路附属施設工	第12節	道路附属施設工	
9-2-12-3	境界工	9-2-12-3	境界工	
1. 一般事項	受注者は、境界杭及び境界鉾の施工にあつては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	1. 一般事項	受注者は、境界杭及び境界鉾の施工にあつては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字（富山県）が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉾）の設置実態に合わせた規定の変更。
第3章	橋梁下部	第3章	橋梁下部	
第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月） 日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月） 日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	第2節	適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第8節 9-3-8-9 4. 適用規定	鋼製橋脚工 橋脚フーチング工 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	第8節 9-3-8-9 4. 適用規定	鋼製橋脚工 橋脚フーチング工 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
9-3-8-11 2. 適用規定（2）	現場継手工 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9-3-8-11 2. 適用規定（2）	現場継手工 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
第4章 第2節	鋼橋上部 適用すべき諸基準 日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	第4章 第2節	鋼橋上部 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
第3節 9-4-3-1	工場製作工 一般事項 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	第3節 9-4-3-1	工場製作工 一般事項 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	解釈の追記。
第5章 第2節	コンクリート橋上部 適用すべき諸基準 日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月） 日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	第5章 第2節	コンクリート橋上部 適用すべき諸基準 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう
第6節 9-5-6-1 1. 適用工種	プレビーム桁橋工 一般事項 本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工（現場）、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、局部（部分）プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	第6節 9-5-6-1 1. 適用工種	プレビーム桁橋工 一般事項 本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工（現場）、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、局部（部分）プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	表記統一・誤字修正
第6章 第2節	トンネル（NATM） 適用すべき諸基準 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）	第6章 第2節	トンネル（NATM） 適用すべき諸基準 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）	諸基準類の改定にともなう
第4節 9-6-4-6	支保工 金網工 受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	第4節 9-6-4-6	支保工 金網工 受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	表記統一・誤字修正
第7章 第2節	コンクリートシェッド 適用すべき諸基準 日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月） 日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月） 日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	第7章 第2節	コンクリートシェッド 適用すべき諸基準 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう
第8章 第2節	鋼製シェッド 適用すべき諸基準 日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月） 日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月） 日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	第8章 第2節	鋼製シェッド 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう 諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第9章 第2節	地下横断歩道 適用すべき諸基準 日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	第9章 第2節	地下横断歩道 適用すべき諸基準 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
第11章 第2節	共同溝 適用すべき諸基準 道路保全技術センタープレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）	第11章 第2節	共同溝 適用すべき諸基準	発行元が存在しないため、削除。
第7節 9-11-7-2	プレキャスト構築工 プレキャスト躯体工 プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）によるものとする。	第7節 9-11-7-2	プレキャスト構築工 プレキャスト躯体工 プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）」によるものとする。	表記統一・誤字修正
第12章 第2節	電線共同溝 適用すべき諸基準 道路保全技術センター電線共同溝（平成7年11月）	第12章 第2節	電線共同溝 適用すべき諸基準	発行元が存在しないため、削除。
第5節 9-12-5-2	電線共同溝工 管路工（管路部） 2. 単管を用いる場合の施工 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	第5節 9-12-5-2	電線共同溝工 管路工（管路部） 2. 単管を用いる場合の施工 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
第13章 第2節	情報ボックス工 適用すべき諸基準 道路保全技術センター電線共同溝（平成7年11月）	第13章 第2節	情報ボックス工 適用すべき諸基準	発行元が存在しないため、削除。
第14章 第2節	道路維持 適用すべき諸基準 日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）	第14章 第2節	道路維持 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（令和2年8月）	諸基準類の改定にともなう
第7節 9-14-7-2	標識工 材料 5. 標示板の下地処理 受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	第7節 9-14-7-2	標識工 材料 5. 標示板の下地処理 受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	表記統一・誤字修正
第14節 9-14-14-3	橋梁床版工 床版補強工（鋼板接着工法） 5. 油脂等の除去 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	第14節 9-14-14-3	橋梁床版工 床版補強工（鋼板接着工法） 5. 油脂等の除去 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びごみをアセトン等により除去しなければならない。	表記統一・誤字修正
9-14-14-4	床版補強工（増桁架設工法） 6. スペーサの打込み 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	9-14-14-4	床版補強工（増桁架設工法） 6. スペーサの打込み 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
第17節 9-14-17-3	現場塗装工 橋梁塗装工 1. 塩分の付着水洗い 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	第17節 9-14-17-3	現場塗装工 橋梁塗装工 1. 塩分の付着水洗い 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	表記統一・誤字修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）		新条文（令和3年版）		改定理由
編章節条 （項目見出し）	現行条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	
第11編	公園緑地編	第11編	公園緑地編	
第5章	自然育成	第5章	自然育成	
第3節	自然育成施設工	第3節	自然育成施設工	
11-5-3-21	牛・枠工	11-5-3-21	牛・枠工 （削除）	土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による修正
	1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。 2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3. 牛・枠工の施工については、第6編1-10-7牛・枠工の規定による。			
11-5-3-22	杭出し水制工	11-5-3-22	杭出し水制工 （削除）	土木工事共通仕様書（国土交通省）の改定による修正
	杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定による。	第2節		
第12編	港湾編	第12編	港湾編	
第2章	材料	第2章	材料	
第4節	骨材	第4節	骨材	
12-2-4-1	一般事項	12-2-4-1	一般事項	
	道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用砕石」 JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）」 JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材）」 JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材）」 JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」 なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。		道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用砕石」 JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）」 JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材）」 JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材）」 JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」 なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表記統一・誤字修正
第19節	その他	第19節	その他	
12-2-19-5	道路標識	12-2-19-5	道路標識	
	3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。 （1）アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に適合しなければならない。 （2）鋼材は、表面に十分防 せい （ 錆 ）処理を施さなければならない。		3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。 （1）アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に適合しなければならない。 （2）鋼材は、表面に十分防 錆 処理を施さなければならない。	表記統一・誤字修正